【凍結胚保存延長に関する同意書】

医療法人　小塙医院　理事長　小塙　清殿

私たちは医療法人小塙医院で保管中の凍結胚の保存延長（６ヵ月）を依頼いたします。保存延長について下記の事項を十分に理解し、納得しましたので凍結胚の保存延長をお願い致します。

1　保存期間を延長する場合は、保存期限日の１カ月前から保存期限日までに凍結胚保存延長同意書と延長料 31,500 円（税別）を当院受付に提出し、契約を更新する。廃棄を希望する場合は当院宛に廃棄同意書を郵送する。
2　胚の凍結保存期間中に、当院で定める保存費用の増減や保存期間の変更があった場合には、保存期間の延長手続きから改定された最新の保存費用や保存期間が適用される。
3　保存期限日までに同意書の提出や延長料の支払いがない場合は、保存期間延長の意思がないとみなし、凍結胚は廃棄される。
4　安全性などを考慮し、胚の凍結保存期間は凍結日より最長４年間である。延長の申し出があった場合でも凍結日より４年間経過した胚は自動的に廃棄される。
5　住所・電話番号が変更になった場合は必ず当院まで連絡する。
6　夫婦が離婚した（事実婚の場合はそれが解消した状態になった）場合や配偶者が死亡した場合は、凍結胚は廃棄される。
7　上記６に掲げる事実が発生した場合には必ず当院まで連絡する。
8　上記７の連絡がなされることなく胚移植を行った場合は、当院に一切の責任を負わせることはできない。
9　自然災害などの不可抗力による胚の損傷・遺失等に対しての保証はない。また、当院が閉院や移転のため凍結胚を移送せざるを得ない場合は、新たな手続きや費用負担が発生する。その際、凍結胚を移送せずに廃棄を希望しても延長料は返金されない。
10　いかなる理由があっても、保存期間延長手続き後の延長料金は返金されない。

胚凍結日　　年　　月　　日　　延長同意日　　年　　月　　日

住所〒

患者署名　　印　　TEL

配偶者署名　　印　　TEL